

## 回 答 書

令和6年 8月 9日

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク  
理事長 山口 益弘 様

〒320-0863

栃木県宇都宮市操町 8-21

法律事務所コンフォルト

MESSI 株式会社代理人

弁護士 白 土 陽 子【押印省略】

電 話 028-688-0013

F A X 028-688-0014

冠省 当職は、MESSI 株式会社（以下「通知会社」という）の代理人として、貴法人令和6年1月9日付申入書、令和6年4月15日再申入書、令和6年8月6日御連絡に対し次のとおり回答いたします。

- まず、ご指摘のあった規定については、宇都宮地方裁判所令和5年（ワ）第769号（令和6年8月9日確定）において、消費者契約法10条により無効になるとは言えないと判断されましたのでご報告申し上げます。
- 以上を踏まえた上で、改訂予定の規約は、添付のとおりです。  
以上、貴法人からの申入に対して回答申し上げます。

草々

- ⑤タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む)を露出させること。
- ⑥施設、器具または什器を故意または過失により破損すること。
- ⑦大声または奇声を発すること。
- ⑧他の会員、ビジター、当クラブのスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる言動をすること。
- ⑨当クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。

#### 第9条【入館の禁止、退場】

1 当クラブは、以下の各号のいずれかに該当する方につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。

- (1)本規約(第8条を含み、これに限られない)および当クラブの諸規則を遵守しない者。
- (2)FC本部または加盟店において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。
- (3)FC本部または加盟店において、飲酒等により正常な施設利用が出来ないと判断した者。
- (4)FC本部または加盟店において、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。
- (5)加盟店の承諾なくセキュリティカードを持たずに入館した者。
- (6)本規約の手續に従わずビジターを入館させた者及び入館したビジター。
- (7)自己都合により会費等の全部または一部を滞納した者。
- (8)上記の他、FC本部または加盟店が入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者。

2 当クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

#### 第10条【退会】

1 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人を通して、所属加盟店に来店し、所定の退会届の記入による手續きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

ただし、来店の方法で退会手續きをすることが著しく困難であると所属加盟店が認めた場合には、来店以外の方法で退会手續きをすることができます。その場合、所属加盟店は、会員に対し、別途手数料を請求する場合があります。

2 退会手續は、退会を希望する月の5日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の6日以降に退会手續がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。

3 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。

4 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。また、第1項の退会届の提出後に、退会月会費等の未納が発覚した場合は、第1項の退会届は無効となり、在籍は継続するものとします。

5 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。

6 会員が自己都合により会費等の全部または一部の滞納が2ヶ月間となった場合、または会費等の全部または一部を支払わない月が2ヶ月連続した場合は、強制退会とします。また滞納分については加盟店が指定した方法で支払わなくてはなりません。

7 退会に伴い、加盟店は、長期契約(1年一括前納等)に基づき既納された会費等がある場合は、これを正規料金で換算した上、月単位で経過月分を差し引いて返還するものとします。

8 入会后、第4条入会資格・利用規約に反することが判明した場合はその時点で退会となります。

#### 第11条【届出等】

1 会員は、入会申込時に記載した内容に変更があったときは、速やかに所属加盟店において、所定の手続きをもって変更の届け出をしなければなりません。

2 加盟店から会員への諸通知等は、会員基本情報にあった最新の住所あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

#### 第12条【強制退会】

1 FC 本部または加盟店は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を当クラブから強制的に退会させることができます。

(1) 本規約(第8条を含み、これに限られない)および当クラブの諸規則を遵守しないとき。

(2) FC 本部または加盟店において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。

(3) 第10条第6項に該当したとき。

(4) その他、FC 本部または加盟店において、会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき。

2 当クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から当クラブの施設を利用することができません。

3 当クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、加盟店は、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。

4 強制退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく当クラブへの入会はできません。

令和6年7月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記 

令和5年(ワ)第769号 会費返還等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年6月24日

判 決

5



宇都宮市鶴田町840-1

10

被	告	M E S S I 株 式 会 社
同代表者代表取締役		横 山 翔 太
同訴訟代理人弁護士		南 里 昌 裕
		白 土 陽 子

主 文

15

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、原告に対し、2万0372円及びこれに対する令和6年1月16日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

20

2 被告は、原告に対し、利用解約の対応を行え。

第2 事案の概要

25

本件は、被告の運営するスポーツジムの会員であった原告が、被告に対し、①原告が解約手続きを行った後にも被告が会費を受領し、原告が本件訴訟提起に関し費用を要したとして、不当利得返還請求権として、2万0372円及びこれに対する催告の後の日である令和6年1月16日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求め、②被告が解約手続きに応じないとして、

解約手続きを求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実及び証拠により容易に認められる事実）

(1) 原告は、令和3年3月16日、宇都宮市に所在する被告の運営するスポーツジムを利用する契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。（乙1）

(2) 被告は、令和5年7月20日に8月分会費として、同年8月20日に9月分会費として、同年9月20日に10月分会費として、同年10月20日に11月分会費として、同年11月20日に12月分会費として、各4378円を、原告のクレジットカードから引き落とした。（甲3の1、2）

(3) 被告は、令和5年12月14日までに、本件契約に基づく原告の会員資格を停止し、退会手続きを行った。（甲9）

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件契約は令和5年6月21日に終了したか。（争点1）

（原告）

ア 原告は、令和5年6月21日、被告に対し、架電し、又は通知書を郵送することによって本件契約の解約の意思表示をした。これにより、本件契約は、同日、終了した。

イ 本件契約における退会手続きを店頭でのみ受け付けるという条項は、原告が被告の店舗から遠方に居住していることを認識しながら、なおも本件契約の解約手続きを店舗での手続きに限定するものであって、原告の利益を一方的に害し、義務を加重するといえる。したがって、上記条項は、消費者契約法10条にいう消費者の利益を一端的に害する条項に当たるから、無効である。また、上記条項は、民法548条の2第2項にいう、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして同法1条2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一端的に害する条項であるから、合意しなかったものとみなされる。

(被告)

ア 原告と被告との間では、本件契約における退会手続きは、店頭でのみ受け、電話やメールでの手続きはできないことが合意されていた。

イ 被告が退会手続きを店舗への来店に限定している理由は、電話、電子メール、書面等だと本人確認が不十分となり、第三者による不正な手続を抑止できず、顧客の利用する権利を十分に守れないからである。消費者契約法10条、民法548条の2第2項にいう民法の信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項ではない。

(2) 被告の不当利得額 (争点2)

(原告)

被告は、本件契約終了後も、令和5年8月分から12月分の会費として、原告から合計1万7512円を受領した。原告は、本件訴訟に関連し、弁護士に対する相談費用2200円、コピー代660円を要した。したがって、被告は合計2万0372円を不当に利得している。

(被告)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

以下に掲記する証拠及び弁論の全趣旨から、次の事実を認めることができる。

(1) 原告は、令和3年3月16日、被告との間で、2年間休会できない特約のついた本件契約を締結した。本件契約には、退会手続きに関し、以下の定めがある。(乙1)

「1 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人を通して、所属加盟店に来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2 退会手続は、退会を希望する月の5日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の6日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。

3 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。」

(2) 原告は、令和5年3月、転勤により宇都宮市から[REDACTED]へ転居した。原告は、当時、本件契約は契約開始から2年の経過をもって自動的に終了するものと考えていたため、退会手続きをとらなかった。

(3)ア 原告は、令和5年6月ころ、本件契約に基づく月会費が引き続き原告のクレジットカードから引き落とされていることに気づき、同月21日までに、被告の店舗に架電し、本件契約の解約を申し出た。被告の担当者は、原告に対し、規約どおり、来店して退会手続きをしてほしい、電話やメールでの退会手続きは応じられないと伝えた。原告は、被告の店舗に赴くためには1万円以上の交通費がかかることから、被告の店舗にて退会手続きをとることはできないと考えた。(甲16)

15 イ 原告は、令和5年6月21日ころ、被告に対し、書面により、本件契約の解約手続きを郵送その他の方法によることを依頼した。(甲2の1、2)

ウ 原告は、令和5年10月までに、本件契約の解約について既にトラブルに発展し、感情の面からも、原告が被告の店舗に赴いて解約手続きをとることはしないことを決意した。(甲19)

20 2 争点1(本件契約は令和5年6月21日に終了したか。)について

上記1(1)のとおり、本件契約の退会手続は、被告の店舗に来店して行う必要があると定められている。本件契約は、スポーツジムの利用契約であり、会員はスポーツジムに赴いてこれを利用するものであるから、退会手続に来店を要求しても、利用者に特段の負担を生じさせるものではない。また、スポーツジム利用契約の解約時には、本人による申し出であるのかを確認するためには、対面で行うのが便宜である。さらに、本件において、原告が転居前に退会手続をとらなかったのは、上記

1 (2)のとおり、本件契約は契約開始から2年の経過をもって自動的に終了するものと誤解していたためにすぎず、原告の転居先は[REDACTED]であって、宇都宮市内の被告店舗に来る時間と費用は莫大とはいえ、原告は本件訴訟追行のために当庁まで出頭していることからすると、原告にとって上記時間と費用の負担は酷とはいえないことからすると、本件契約の退会手続きにかかる定めが、民法1条2項に反して消費者の利益を一方向的に害するものとは認められない。

したがって、本件契約における退会手続きにかかる定めは、消費者契約法10条により無効になるとはいえず、また、民法548条の2第2項により合意しなかったものとみなされるとはいえない。

10 3 よって、その余の点を判断するまでもなく、原告の金銭請求には理由がない。

4 上記第2、1(3)のとおり、被告は、既に原告の退会手続きを行ったから、被告に利用解約の対応を求める原告の請求には理由がない。

#### 第4 結論

15 以上より、原告の請求にはいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第2民事部

20 裁判官

永田早苗 

永 田 早 苗



22-00557 原簿本

これは正本である。

令和6年7月19日

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 安納 正 実



宇都宮 22-005574